入　札　説　明　書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1　委託業務内容

（１）委 託 業 務 名　　柳之御所史跡公園松くい虫等被害木伐採処理等業務
（２）仕　　様　　等　　仕様書による
（３）完　了　期　限　　令和９年３月 31 日（水）
（４）履　行　場　所　　岩手県西磐井郡平泉町平泉字柳御所地内

2　入札日時及び場所

入札公告に示すとおり。

3　入札参加資格及び入札参加手続

入札公告に示すとおり。なお、入札公告の３（５）に示す入札参加資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

4　入札方法

（１）入札書を直接提出する場合は、指定の日時及び場所に持参すること。
（２）入札書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、令和８年 11 月 26 日（木）午後５時までに 12（３）の場所に必着のこと。

また、封筒は二重封筒とし、入札書を中封筒に密封の上、当該中封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。

ア　氏名（法人にあっては商号又は名称）
イ　「11 月 27 日入札　柳之御所史跡公園松くい虫等被害木伐採処理等業務の入札書在中」

5　入札等

（１）入札参加者は、代理人に入札をさせるときは、その委任状（様式第４号）を提出しなければならない。
（２）入札書（様式第３号）は、県が示す様式に次に掲げる事項を確認・記載の上、押印するものとする。

ア　入札年月日
イ　入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、その所在地、名称及び商号、代表者の氏名及び印。なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名及び印を加えるものとする。）

（３）入札金額の記載に当たっては、落札決定に際し、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
（４）入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印で押印をしておかなければならない。ただし、入札金額を訂正することはできない。
（５）入札書は、提出後においては、如何なる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

６　入札の辞退

入札書が指定の日時及び場所に到達しなかった場合は、当該入札参加者は辞退したものとして取扱うものとする。

７　入札保証金

入札公告に示すとおり。

８　入札の無効等

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
（１）　民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）又は第94条（虚偽表示）に該当する入札
（２）　委任状を持参しない代理人のした入札
（３）　入札書に記名押印をしていない入札
（４）　金額を訂正した入札
（５）　誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
（６）　明らかに連合その他の不正な行為によると認められる入札
（７）　同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札
（８）　一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札
（９）　入札に参加する資格を有しない者のした入札
(10)　その他入札に関する条件に違反した入札

９　開札及び落札者の決定

（１）開札は、入札後直ちに行うものとする。
（２）開札の結果、予定価格の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札者として決定するものとする。
（３）落札者となるべき同額の入札をした者が２人以上いる場合は、再度入札を行うものとする。
（４）再度入札を行う場合の入札方法は、最初の入札における入札者にのみに連絡し入

札するものとする。

10　公正な入札の確保

（１）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（２）入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

（３）入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

11　契約締結の留意事項

（１）落札者の決定後、委託契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

（２）入札公告の３(3)及び(4)の資格については、当該規定で示す期間を(1)の期間に読み替えて、(1)の規定を適用するものとする。

（３）落札者は、契約保証金として、契約額の 100 分の５以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア　落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき

イ　落札者が過去２年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との間において、本契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しているとき

（４）契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

12　その他

（１）入札参加者又は契約の相手方が本県調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方は負担するものとする。

（２）本案件に係る質問は電話又は FAX にて受け付けるものとし、質問締切は令和８年 11 月６日（金）午後５時とする。また、令和８年 11 月９日（月）中に入札有資格者あてＦＡＸにて全者一斉回答を行う。

（３）入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

岩手県文化スポーツ部文化振興課内

岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課柳之御所担当

〒020－8570　岩手県盛岡市内丸10番１号　TEL　019-629-6488（内線 6488）

FAX　019-629-6484